

◇ 遺産分割の調停を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

被相続人が亡くなり、その遺産の分割について相続人の中で話し合いがつかない場合には家庭裁判所の遺産分割の調停又は審判の手続を利用することができます。調停手続を利用する場合は、遺産分割調停事件として申し立てます。この調停は、相続人のうちの1人もしくは何人かが他の相続人全員を相手方として申し立てるものです。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったり、遺産について鑑定を行うなどして事情をよく把握したうえで、各当事者がそれぞれどのような分割方法を希望しているか意向を聴取し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産に属する物又は権利の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てできる方

- ・共同相続人
- ・包括受遺者
- ・相続分の譲受人

3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

手続きのために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

(申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 下記5及び6に記載の書類  |
| <input type="checkbox"/> | 収入印紙 1,200円分  |
| <input type="checkbox"/> | 郵便切手 100円×3枚, 84円×5枚, 20円×5枚, 10円×5枚, 5円×8枚(計910円)<br>×人数分(人数には、申立人も含めてください。) |
| <input type="checkbox"/> | 申立書の写し×相手方の人数分  |

5 申立てする方が、記入して提出する書類

	書面の名称	書面の説明
1	申立書  記載例	・裁判所から、申立書の写しを相手方に送付します。
		・知られたくない住所等は、申立書には記載しないでください。
2	送達場所等の届出書	・安全の確保等の必要から住所や電話番号の非開示の希望の申し出があった場合には、原則的に非開示(住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること)とします。

6 申立てする方が、用意して申立書と共に提出する書類

1	相続関係が判明する戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ※ 詳細は下記8を参照してください。 ※現在の戸籍については、発行日から3か月以内のもの
2	相続人全員の現在の住民票又は戸籍附票(発行から3か月以内のもの) ※住民票の場合は、個人番号(マイナンバー)の情報が記載されていないもの
3	遺産に関する証明書(不動産登記事項証明書及び固定資産評価証明書、預貯金の通帳写し(残高証明書でも可)、有価証券写し等)

7 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	・裁判所に書面を提出する場合の注意書です。
2	情報の非開示を求める場合の取扱いについて	・提出する書面に記載されている情報を相手方に対して非開示(見せたり、コピーさせたりしないこと)とすることを求める場合の説明書です。よくお読みください。
		・相手方に知られたくない情報が含まれた書面などを裁判所に提出するかどうかは、ご自身で判断してください。
3	遺産分割調停のしおり	・調停の進行についての説明書です。

## 8 遺産分割調停申立てに必要な戸籍関係

### 【共通】

- ①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ②相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)
- ③被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

### 【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】

- ④死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例: 相続人が祖母の場合, 父母と祖父))がある場合, その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

### 【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】

- ④被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑤被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑥死亡している兄弟姉妹がある場合, その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑦代襲者としてのおいめに死亡している者がある場合, そのおいめの死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

上記以外に必要ながあれば, 追加書類等の提出をお願いすることがあります。

## 9. Q & A

Q1. 被相続人の債務の負担者などについても、家庭裁判所で話し合うことができるのですか。

A. 被相続人の債務(借金等)は、法律上相続開始によって法定相続分に応じて当然に分割されますので、原則として、遺産分割の対象にはならないと考えられています。したがって、調停において、当事者間で特定の相続人が債務を相続する旨の合意が成立したとしても、あくまで相続人間の内部関係を決めたに過ぎず、その内容を債権者に主張できるわけではありません。

Q2. 相続人の一人が遺産の一部を隠していると疑っているのですが、家庭裁判所に申立てをすれば調べてもらえるのですか。

A. 家庭裁判所の遺産分割手続は、遺産を探し出すことを目的とした手続ではありません。もちろん、調停のときなど、相続人に対して、その遺産の範囲や内容について意見を聴き、必要な資料の提出を促すことはありますが、ほかにも遺産があると考えられる場合には、原則として、自らその裏付けとなる資料を提出することが求められます。

Q3. 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか。

A. 調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されることとなります。